

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成26年12月10日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時44分

出席者 委 員 委員長 広瀬 義明

針谷 正夫 青木 一男 坂東 一敏

古沢 ちい子 大武 真一 小堀 良江

梅澤 米満

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 茂呂 健市 針谷 育造

広瀬 昌子 白石 幹男 大阿久 岩人

大川 秀子 福田 裕司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則夫 議事課長 稲葉 隆造

副主幹 寺内 史幸 主任 福田 博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	早 乙 女		洋
大 平 綜 合 支 所 長	小 島	誠	司
藤 岡 綜 合 支 所 長	塚 田		勝
都 賀 綜 合 支 所 長	青 木	康	弘
岩 舟 綜 合 支 所 長	大 島	純	一
教 育 部 長	小 林	勝	夫
教 育 副 部 長	小 林	敏	恭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋 山	勝	之
商 工 観 光 課 長	増 山	昌	章
農 林 課 長	田 中	良	一
大平総合支所産業振興課長	茂 呂	浩	司
藤岡総合支所産業振興課長	石 川	利	方
藤岡総合支所産業振興課主幹	大 橋	一	美
都賀総合支所産業振興課長	山 崎	昇	一
岩舟総合支所産業振興課長	富 山		淳
参事兼教育総務課長	中 村	光	一
参事兼学校教育課長	沼 尾	行	夫
学 校 教 育 課 主 幹	阿 部	正	志
生 涯 学 習 課 長	小 林	章	二
文 化 課 長	鵜 飼	信	行
藤 岡 教 育 支 所 長	飯 塚		勝
都 賀 教 育 支 所 長	荒 木	由	和
岩 舟 教 育 支 所 長	永 島	保	男
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	寺 内	国	雄

平成26年第5回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成26年12月10日 午前10時開議 静和地区公民館

- 日程第 1 議案第131号 道の駅みかも条例の制定について
- 日程第 2 議案第136号 とちぎ山車会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第142号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第174号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第149号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）
- 日程第 7 議案第150号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）
- 日程第 8 議案第151号 指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）
- 日程第 9 議案第156号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら））
- 日程第10 議案第157号 指定管理者の指定について（道の駅みかも）
- 日程第11 議案第159号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）
- 日程第12 議案第160号 指定管理者の指定について（栃木市小野寺農産物加工販売センター）
- 日程第13 議案第161号 指定管理者の指定について（栃木市静和ふれあいの郷センター）
- 日程第14 議案第162号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）
- 日程第15 議案第163号 指定管理者の指定について（栃木市下津原ルネッサンスセンター）
- 日程第16 議案第164号 指定管理者の指定について（栃木市小野寺ルネッサンスセンター）
- 日程第17 議案第165号 指定管理者の指定について（栃木市おおひら歴史民俗資料館・栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」）
- 日程第18 議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬義明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬義明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬義明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第131号 道の駅みかも条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋藤岡総合支所産業振興課主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） おはようございます。きょう1日、よろしく願いいたします。お世話になります。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第131号 道の駅みかも条例の制定についてご説明をいたします。まず、議案書は71ページ、議案説明書は6ページでございます。

まず初めに、議案説明書からご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。提案理由につきましては、道の駅みかもの管理運営を直営から指定管理者に変更することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、道の駅みかも条例の全部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、地方自治法第96条第1項で、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」というもので、第1号に条例を設け、または改廃することとなっており、本条例の制定に当たり、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものであります。

続きまして、議案書の71ページをお開きください。道の駅みかも条例の制定でございますが、次の72ページから条例案を記載しております。本条例につきましては、第1条から第19条まで道の駅みかもの管理運営に必要な事項を定めております。内容につきましては第1条で設置を、第2条で名称及び位置を、第3条で施設を、第4条で開館時間及び休館日を定めております。

次の73ページをお願いいたします。第5条で職員を、第6条で管理及び運営を、第7条で利用の申請及び許可を、第8条で利用の制限を、第9条で特別の設備等の許可を定めております。

続きまして、74ページをお開き願いたいと思います。第10条で利用許可の取り消しを、続きまして第11条の使用料の関係でございますが、これにつきましては平成27年4月1日からの指定管理者制度の導入に伴い、目的が同一の公の施設であります、道の駅にしかたに合わせ使用料を改定し、農畜産物の生産者及び商工業者等納入業者の負担の公平を図るものでございます。

使用料改定の内容でございますが、恐れ入りますが、77ページの別表をごらんいただきたいと思っております。まず、内容でございますが、施設区分につきましては、産地形成促進施設の農産物直売室、農産物加工販売室、地域食材供給室、物産館となっております。それから、イベント広場、駐車場、その他の施設に区分され、その他の施設につきましては、現在お客様用の通路のところにあります、自動販売機が設置してあります建屋2棟でございます。

次の販売品目につきましては、農産物、農産物加工品とその他に区分され、その他の品目につきましては、具体的に陶器、木工品、手芸品、装飾品、竹細工、野菜、花等の種子、園芸用品、お土産品、観賞用の魚類及び昆虫類、野菜類の苗等になっております。

次の会員区分ですが、これにつきましても西方と同様に1号から3号会員というふうに区分をいたしまして、会員の定義につきましては、77ページの備考のとおりでございます。会員区分による使用料についても記載のとおりでありますけれども、1号と2号で使用料の差異がございますが、これにつきましては産地形成促進施設を整備するときに利用しました農林水産省所管の補助事業の補助要件であります、藤岡地域内の農畜産物の販売割合の50%を確保しなければならない必要がございますので、藤岡地域内における生産者等の出荷意欲を喚起するために必要と考えております。

次に、別表使用料欄の市が指定した区画についてでございますが、これにつきましては、産地形成促進施設の軒下及びお客様が通ります通路内を区画として指定する考えでおります。1区画の広さにつきましては、3.6メートル掛ける5.4メートルと考えております。

なお、現在道の駅みかもの使用料につきましては、現道の駅みかも条例第9条の規定によりまして、各施設の運営者から売上額の5%と電気、水道料を徴収しております。出店者からは、売り上げの5%、または5,000円、いずれか高いほうを施設使用料として徴収しております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、74ページをお開きください。第12条で、使用料の減免を、それから続きまして75ページをお開きください。第13条で原状回復の義務を、それから第14条で損害賠償の義務、第15条で指定管理者による管理を、第16条で指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

続きまして、76ページをお開き願います。第17条で指定管理者が行う管理の基準を、第18条で利用料金の収受を、第19条で委任を定めております。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 72から73ページにかけてなのですが、直営から指定管理者に変更することについて、72ページの終わりから73ページの冒頭にかけて第4条、開館時間は午前9時から午後5時までとするというふうに書いてあります。当然これで条例を定めるということは、指定管理者になっても午前9時から午後5時までということの考え方でよろしいわけですか、まずその点。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 条例では9時から5時というふうになっておりますが、指定管理者になったときには、現在その指定管理者から出されております提案では、9時から21時という提案がございますので、実際はその後の第4条の中にもございますけれども、市長は必要があると認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。それから、第16条の中で第2項でございますが、この中でも必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができるというふうに規定をされてございますので、柔軟性はあるかなというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 了解しました。西方でも開館時間が短かったために延長するという方向で、そういう声も非常に多かったのですが、いざ指定管理になりまして、延長をしたということで、売り上げ等も非常に増加しているという話を聞いております。指定管理者によって、その細かいところは決めると、こういうことでよろしいわけですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（針谷正夫君） わかりました。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 先行して道の駅にしかたが指定管理者制度を導入したと思うのですが、今回主に変更する大きな理由というのを願ひいたします。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 今回の大きな理由ですけれども、先ほど説明した使用料につきましては、現在の使用料の規定が、運営主体から徴収する率だけを決めておりますので、具体的に委託販売にかかわる使用料の設定がございません。そういうことが一つです。

もう一つは、今の条例の中で、指定管理に移行するための関係する条文がございませんので、そ

れを今回お願いするわけでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 指定管理にして西方のほうは業績も伸びているということなのですが、この道の駅みかもの開設以来の売り上げをちょっとお願いしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 売り上げにつきましては、各年度ごとがよろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 少々お待ちください。

○委員長（広瀬義明君） お時間がかかるようでしたら、後ほどでも結構でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、後ほどでよろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） それと、それに関する事で細くなるのですが、道の駅みかもの西側にイベント広場がありますよね。それをどのように活用しているのか。他の道の駅等ではいろいろなイベント、クラシックカーの展示ですか、あとは痛車というのですか、若者が車に絵を描いているとか、あとはハーレーダビッドソンという、この間何かお話もありましたが、どのような催しをやっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 現在は、イベント広場につきましては、定期的に活用いただいているのは、旧車会というグループがございまして、年に1度、古いバイクを展示して、それを遊水地まで走らせてということと、それと最近、今月ありましたけれども、ニシキゴイの品評会ということで使っていただいております。その他については、具体的に定期的にイベント広場を使っているイベントは行われておりません。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 道の駅みかものは、皆さんもご存じのように本当に立地条件がいいところですよ。あそこは本当に佐野藤岡インターをおりてからすぐありますし、またみかも山際にみかも山公園の南口があります。そしてまた、東口には観光農園いわふねもありますし、花センターもありますので、そこを大きな拠点として、本当にいろいろなイベントを開催して、いろいろなことをやっていただきまして、この栃木市の南西地区ですか、その拠点としても、また一つになると思いますので、これは要望になりますが、いろいろなイベント等を考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 第4条なのですが、駐車場を除くということなのですから、駐車場のほうの利用時間というのは制限はあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 駐車場につきましては、道の駅の利用ということで、24時間オープンということになっておりますので、駐車場については、その時間の規定はございません。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 24時間置ける状態になるということだと、不法に車を置きっ放しにして、使用者が見つからなくなるとか、そういうことも十分懸念をされるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の指導というのはどのようになっておるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） ただいまのご質問ですけれども、私、昨年4月から道の駅に参りましたが、今、委員がおっしゃった不法に駐車している車両につきましては、朝出勤しまして、チェックをいたしまして、午後張り紙をして注意を促すとか、そういうことでやっております。

それから、朝ごみ拾いをしている中で、置いていってしまいそうなお客様に対しては、ご理解をいただいて、移動していただくようなことで今注意を喚起しておりますけれども、以前から比べましたらば、そういう置いていってしまう車両につきましては減ってきたのかなと思います。

それから、置きっ放しというか、何日も置いて、そのまま行方不明という状況が、私が赴任してから1件ほどございましたけれども、それについては、幸いにして家族の方が車両を引き取りに来ていただいたという経緯がございますけれども、そういうことで、現状は張り紙等をして、なるべくお客さんのスペースを確保するように努力はしております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） この道の駅みかもが指定管理者になったということについては、私は大変よかったなという思いでありまして、ちょっと道の駅にしかたからおくれましたけれども、よかったのではないかとこのように思っています。前向きな質問をさせていただきたいと思っております。

第5条ですけれども、必要な職員を置くということで、管理事務所を置いて、この必要な職員と

というのは、これまでは2名ほど、実際は1.5くらいかもしれませんけれども、2名ほど職員がいらして、管理的な仕事をされておられましたよね。これは必要な職員というのは、今後どういう必要性があるのかを含めて、どういう思いで計画でここはあるのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） お答え申し上げます。

第5条の必要な職員を置くというところでございますけれども、基本的に指定管理者になりましたらば、市職員2名は置かないということでございます。ここの条文にありますけれども、これは想定しづらいことではございますけれども、指定管理者でなくなったときも含めということでございますが、ないとは思いますが、そういうことで、この条文を残したということでございます。基本的には、先ほど申し上げたように2名の職員につきましては、道の駅からはいなくなるということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 74ページの第11条、使用料について少しお伺いしたいと思います。この使用料を利用者は払わなければいけないということで、77ページの別表で少し書いてあるのですが、この使用料の考え方というのが、道の駅みかもはもうかってはいけないというか、地域に貢献するということがあるというふうに私は理解してはいるのですが、そんなに利益は出さないという、この利用料だと思うのですが、そうはいつでも電気代とか、下水道使用料とか、いろいろな借地料とか、減価償却費とか、いろいろありますよね。市の持ち出しがどうなるのかというのが少し気になるわけです、私としては。この使用料はツーペイにするのか、プラ・マイ・ゼロにするとか、あるいはそうはいつでも、やはり少し市は負担すると、年間。こういう使用料をもらったとしても、標準的な販売量にもよるのでしょうかけれども、その辺の考え方が、使用料を設定した考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 今回の条例の使用料につきましては、基本的に先ほどご説明をいたしましたけれども、先行して指定管理となっております道の駅にしかたと同じ率を設定しております。

それから、指定管理になりますと、市の持ち出しというものが基本的になくなるということで、修繕等協議によって生じることはあるかもしれませんが、基本的には委託料とか、消耗品とか、細かい点についても指定管理者の支出となりますので、そういうことで、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。持ち出しというか、指定管理料は、基本的には出さないのだ

ということですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（大武真一君） わかりました。そうであればうれしいわけでありますけれども、第12条ですけれども、特別な理由があるときには、使用料を減額したり免除するというようなことが書いてありますけれども、この特別な理由というのは、どういうのを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 第12条の関係でございますけれども、これにつきましては、今現在特別な理由によってというか、これに該当する使用料の全部または一部を減額するとか、免除するという事例がございますので、こういう事例が出たときに対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 先ほどの青木委員からも質問に対する答弁をお願いします。

大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 済みません。申しわけございません。

先ほどの青木委員の売り上げの関係でございますが、オープン当初の数字でよろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） はい。平成18年にオープンしておりますので、平成18年の売り上げが4億3,900万円、平成19年度が4億2,800万円、平成20年度が4億4,600万円、平成21年度が4億3,300万円、平成22年度が4億2,500万円、平成23年度が3億6,500万円、平成24年度が3億6,200万円、昨年平成25年度が3億4,900万円という概算でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 23年度から激減したということなのですが、これはやはり震災による影響というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 委員のご指摘のとおり震災のことと、それからもう一件、北関東自動車道の全線開通がございまして、観光バスの流れが極端に変わったということで、正直申し上げて、観光バスの立ち寄りがない日もございますので、やはり影響が大きいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） わかりました。北関東自動車道ができて、確かにそちらに流れて、遠隔地に行くという、首都圏から近いところではなくですね、そういったこともあるかなと思うのですが、逆に入ってくる場合も、そういうことも考えられますので、逆に誘客というほうも、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号 道の駅みかも条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第2、議案第136号 とちぎ山車会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいまご上程いただきました議案第136号 とちぎ山車会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書90ページでございます。議案説明書は41ページでございます。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の41ページをお開き願います。提案理由についてであります。とちぎ山車会館におきまして、中学生以下の入館料を無料とするため、山車会館条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございま

す。参照条文につきましては、議案第126号と同じでありまして、地方自治法第96条の議決事件についてでございます。

それでは、議案書90ページをお開き願います。とちぎ山車会館条例の一部を改正する条例の内容ですが、別表中の「小中学生300円」、「団体料金200円」、「未就学児無料」を「中学生以下無料」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、議会の議決をいただき、平成27年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） すばらしい、いい改定だと思いますけれども、これまで小中学生300円、団体が200円ですか、そういう状況の中で、これまでの小中学生、未就学児の利用の状況等について、少ないからこういうふう無料にすることだと思えるのですけれども、利用の状況についてわかればお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 平成25年度の実績で申し上げますと、1年間で1万8,000人の入館者のうち、小中学生、未就学児の入館は1,100人でございます。そのような状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号 とちぎ山車会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第3、議案第142号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） ただいまご上程いただきました議案第142号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は113ページから115ページ、議案説明書は111ページから117ページになります。

恐れ入りますが、まず議案説明書111ページをごらんください。議案第142号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。初めに、提案理由であります。栃木市図書館岩舟館の設置及び栃木市図書館西方分館の名称の変更並びに図書館の利用時間及び休館日の変更に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市図書館条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1としまして、「栃木市図書館岩舟館」を加え、栃木市図書館西方分館の名称を「栃木市図書館西方館」に改めること、2としまして、権限に関する規定を整理すること、3としまして、図書館の開館時間及び休館日を改めることとあります。参照条文は、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、恐れ入りますが、112ページ、113ページをごらんください。第2条ですが、現行「栃木市図書館西方分館」の名称を「栃木市図書館西方館」に改め、その下に「栃木市図書館岩舟館 栃木市岩舟町静2292番地1」を加えるものであります。

次に、第9条ですが、条文中「教育委員会」を「市長」に改めるものであります。

次に、第4条関係の別表でございますが、それぞれの図書館の開館時間と休館日であります。現在実施しております開館時間、休館日につきましては、指定管理者の提案によりまして、試行的に各図書館とも現行条文に規定されています開館時間を延長したり、休館日を縮小するなど市民サービスの提供に努めているところでありますが、このたびの改正は、各図書館の開館時間を統一するなど、さらにサービスの充実を図るというものでございます。

それではまず、栃木市栃木図書館の開館時間につきましては、現行条文では午前9時から午後7時まで、ただし土曜日、日曜日、休日は午前9時から午後5時までであるものを、閉館する時間を7時30分までに改め、ただし書きを削除するものであります。また、休館日につきましては、(1) 金曜日の後に括弧書きで、「休日が金曜日に当たるときを除く」を追加しまして、現行の(3) 館

内整理日を削除しまして、(4) 特別整理期間を(3)に繰り上げるものであります。

次に、栃木市大平図書館の開館時間につきましては、現行条文では4月1日から9月30日までの期間と10月1日から翌年3月31日までの期間、また火曜日から金曜日までと土曜日、日曜日、休日とで、それぞれ開館時間が異なるものを同様に午前9時から午後7時30分までに改めるものであります。

恐れ入りますが、114ページ、115ページをごらんください。栃木市藤岡図書館の開館時間につきましては、現行条文では午前9時から午後6時までであるものを同様に午前9時から午後7時30分までに改め、休館日につきましては、大平図書館と同様とするものであります。

次に、栃木市都賀図書館の開館時間につきましては、現行条文では午前9時から午後6時までであるものを、同様に午前9時から午後7時30分までに改め、休館日につきましては、大平図書館と同様とするものであります。

次に、栃木市図書館西方分館につきましては、名称を栃木市図書館西方館に改め、開館時間につきましては、現行条文では午前9時から午後6時までであるものを、同様に午前9時から午後7時30分までに改め、休館日につきましては、大平図書館と同様とするものであります。

恐れ入ります。116、117ページをごらんください。最後に、栃木市図書館岩舟館を加えまして、開館時間につきましては、同様に午前9時から午後7時30分までとし、休館日につきましては、大平図書館と同様とするものであります。

恐れ入りますが、議案書のほうの115ページをごらんください。附則になりますが、この条例は平成27年3月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 最近、図書館が増えまして、6つになったということで、非常にいいことだなという感じはするのですが、この図書館の利用状況について、全体的にどういう感じなのかということをもっと1点はお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 今年11月末現在での利用状況を見ますと、入館者数については、数字で言いますと、1.7%程度減少しているのですが、貸し出しの件数につきましては2.3%増加している状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 説明書の112ページ、113ページあたりに名称の変更というのがあって、分館

から西方館とか、岩舟館とか、ちょっと名称が変わったように思うのですけれども、なぜこういうふうに分館の分をとったのかということはいかがなのでしょうか。どういう理由なのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） お答え申し上げます。

当初西方公民館の中に図書室があって、それを図書館とするということで、分館という名称にしたのですが、分館があれば本館はどこかということになります。栃木図書館が、特に本館としての機能を有しているということではございませんので、このような名称に変更したところでございます。ただ、西方と岩舟につきましては、公民館と同一の施設の中に位置づけられているため、ほかの図書館との名称は違う形に直したという経緯でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私、6カ所を全部めぐっているのですけれども、いいと思うのが、やはり栃木図書館と大平図書館です。まあまあというのが藤岡図書館、それから都賀図書館です。どうかなと思うのが、やはり西方分館さんと岩舟分館さん、これは私の感想ですけれども、これはもうちょっと充実しないとという感じが、岩舟さんと西方さんに行ってみられた方は、比較すると、よくわかると思うのですけれども、ここはもう少しお金も本の冊数もきちっとやる必要があると私は思うのですけれども、その辺の考え方、ぜひ前向きにやっていただければと。余りにもかわいそうですよ、西方さんと岩舟さんは、もうちょっとと思いませんか。そういう感じを持っているのですけれども、どうでしょうか、その辺は。

○委員長（広瀬義明君） 今回の議案内容とは若干違うのですが、答弁のほうできますでしょうか。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） お答え申し上げます。

現実的には、各図書館とも良書をそろえるということはできますけれども、その図書館も蔵書数を等しくそろえるという部分につきましては、施設の規模等の関係で難しい点もございます。ただ、委員おっしゃるように、そういった蔵書の数的な部分でも、来年度から、そういった小さいところでも、ある程度数はそろえていく予定ではあります。

あとは、ほかの図書館から取り寄せたりする、一定のサービスの中で対応することもできますので、そういう部分も広く周知するとともに、蔵書の整備に向けても今後予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望ですけれども、栃木、大平には、まだ前に置いていない、倉庫にはたくさんあると思うのですよ。そういうのを、同じ図書館なのですから、西方さんとか、岩舟さんに回

したりして活用されたいかかなと思ひまして、これは要望ですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ただいまの分館から、西方館、岩舟館ということについてお聞きをいたします。

図書館の要件というのが、例えば司書を置かなければならないとか、たしかそんなことがあるかと思うのですけれども、まず図書館と分館の違いをお聞きいたします。要するに図書館であるためには司書が1人必要だとか、そういうふうなことが、私の記憶違いかどうかわかりませんが、そのところをまずお尋ねしたいと思ひます。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 以前は、旧図書館法においては、建設するときに司書の資格としての、司書を置かなくてはならないというような、建設の補助要件としてはあった経緯はございますが、現在は特に司書を置かなくてはならないという規定はございません。ただし、レファレンス業務といいますか、相談業務もありますので、それに対応できるように、どの図書館においても司書資格を有している者を配置するような形で指定管理者にもお願ひしております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 西方館の場合なんかも臨時でというか、そういう形で来ていらっしゃる方も、やはりそうした資格を持っている方々です。個人的には一生懸命やったださっていらっしゃるんですが、何せ今までの図書室という位置づけ、あるいは図書館がなかったということで、図書館の利用の仕方というものが、なかなかわかりにくいところもあるので、啓発活動に努めてもらいたいということ、これは要望ですが、そこでなのです。図書館と分館の違いが、別に要件というものは違いないのだと。先ほどの大武委員さんの質問の中で、設備を、公民館のところを使っているのだという言い方をされていたのですが、だとしたら、その外見といいますか、そういうこと如果说うのであれば、内容が同じであれば、栃木市西方図書館というふうにしてもいいのではないかという気もします。ただ、その際には、今度は西方図書館で独自の運営ということになるでしょうから、その際、きちんとした人を張りつけなければならないという財政的な負担があるだろうということの意見の上で、現在は栃木市の下にぶら下がっている、命令権限は栃木市の図書館の下にあるということよろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） ぶら下がって、権限の下ということではなくて、考え方としますと、

どの図書館も同一でございます。この名称を分けたというのは、あくまでも単独の施設ということではないので、こういうことにしたのですけれども、仮に同じ名称でも別に差しきわりはないのですが、ただ公民館と同じ中にあるので、図書館というのを前面に出すと、ちょっとわかりづらいなということで、当然施設そのものには両方の看板を立てるような形で表示はしますけれども、そのような形でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 同居しているという部分で、その点はわかりました。そうしますと、岩舟にしてもそうだろうと思うのですが、いろいろなことを決めるときに、やはり栃木市のほうにお伺いして、例えば子供たちが床で読む広場みたいな、広場というか、畳でなくて何かマットみたいなものが敷いてありますけれども、これはこういうふうにしたらいいのではないですかというような、例えば自分で決めるのではなくて、栃木市のほうにお伺いして決めている状況といたしますか、確かに人員も西方のほうに1人ぐらいですかね、図書館の中で事務をしていらっしゃる方は。そういう意味では無理なのかなとも思うのですけれども、例えば地元でなければわからないことは、そこで決めることはできないのかどうかという質問です。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） それぞれの図書館の取り組み等々につきましては、栃木から西方まで一つの指定管理者をお願いしております。それで、毎月月例報告ということで、いろいろな事業の実施状況、あるいは入館者数の状況、あと今後の取り組み等々につきましてはの話し合い等々を持ちますので、その中で、そういったご要望があれば、いろいろな取り組みをしたり、あるいは人員の関係についても、こちらとしては、こういう考えはあるのだけれども、どうだろうかというお話、協議をさせていただくことは可能でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 一つの指定管理者でいるということで、その点は便利な点なので、今の話は了解しました。わかりました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど大武委員が全図書館を回ったということで、私も回りまして、岩舟、前は図書館ではなくて、図書室だったのですね。それが図書館に格上げされて、私はうれしく思っております。

それと、今年の2月に改装になりまして、中央公民館の名称も岩舟公民館に変わって、それと同時に図書室も広くなりまして、かなり利便性もよくなったのかなという、大武委員は、その前に多分見られて……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（青木一男君） 今を見てひどいと思われたのですね。ということは、まだだめだということなのですが、私としては、以前よりはよくなったのかなというふうに思っております。その件なのですが、利用者から幾つかの要望があるのです。一問一答の中でも何点か入れさせてもらいたいののですが、まず栃木市のカードを使っている方が岩舟図書館は使えないということをちょっとお聞きしました。その辺を今後どのように考えているのかということと、よろしいですか、一問一答。

○委員長（広瀬義明君） 一問一答でお願いします。

○委員（青木一男君） わかりました。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 今度3月1日から図書館という形になりますので、そのカードにつきましても、1枚のカードでどこでも借りられるという形になります。6館どこでも借りられるという形です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） わかりました。利便性をよくしていただきたいと思っております。

それと、今現在、岩舟図書館になるのですが、あそこの岩舟公民館の中に新聞も1部、下野新聞が1紙置いてあるのです。それに対して、ほかの新聞、他社の新聞も入れてほしいという要望、それと住宅地図、ゼンリン地図というのですか、住宅地図等を見たいとか、あとコピーしたいとか、そういった要望があったときに岩舟図書館は、今現在そういったことはやっておりません。そういった要望もありますし、そういった感じなのですが、その辺のことは、今後どのように考えていらっしゃるのか。私ちょっと西方図書館のほうはわからないのですが、西方も含めてどのように考えているのか、ご答弁願います。

○委員長（広瀬義明君） 本来予算編成時にしていただきたい質問なのですが、お答えは大丈夫ですか。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） お答え申し上げます。

今、新聞等々の話がございましたが、今度は図書館としての位置づけになりますので、私らの課としても平成27年度の予算要求の中では、新聞等につきましても、もうちょっと増やせるような数字で要望はしております。結果はどうなるか、ちょっとあれなのですが、その辺は考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） コピー等はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） コピー機につきましても、本日の補正予算のほうで計上させていただいています。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それと、今現在岩舟以外は、指定管理者制度を導入されていて、山本有三ふるさと記念館、図書館流通センター、共同事業体ですか、という指定管理者制度をとっておりますが、今後岩舟図書館に関してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） お答え申し上げます。

来年の3月1日から岩舟図書館という位置づけになるのですが、平成27年度までは直営館として運営し、今現在のところ、その後指定管理者への移行というものは考えているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第142号 栃木市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第4、議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鵜飼文化課長。

○文化課長（鵜飼信行君） ただいまご上程いただきました議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は116ページから123ページ、議案説明書は119ページから127ページでございます。

恐れ入りますが、議案説明書の119ページをお開きください。提案理由でございますが、合併後

に市内各文化会館と統一の基準により再編することとされました、栃木市岩舟文化会館の休館日及び使用料の見直しを行うに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、1つとして、栃木市岩舟文化会館の休館日を改めること、2つとして、規定を整理すること、3つとして、栃木市岩舟文化会館の使用料を改めることでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の116ページをお開きください。議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。次の117ページからの改正条文の内容につきましては、恐れ入りますが、議案説明書の120ページからの新旧対照表でご説明申し上げます。議案説明書の120、121ページをごらんください。

まず、別表第1であります。岩舟文化会館の休館日につきまして、祝日の翌日と毎月月末というのをなくしまして、大平、藤岡、都賀文化会館と同じくするものでございます。

次に、別表第2の1の栃木文化会館の備考欄の9につきましては、屋外展示場が展示室と出入口を一緒に共用しておりますことから、利用実態に合わせて栃木文化会館の展示室と併用の場合のみの利用に改めるものでありまして、次の3の藤岡文化会館につきましては、岩舟の多目的ホールとの整合性を図るため、次の122、123ページのほうになります。多目的ホールを展示室として利用する場合の規定を削るものでございます。4の都賀文化会館につきましては、シャワー室の規定を加えるものであります。

次の124、125ページの5の栃木市岩舟文化会館につきましては、他の文化会館と施設の規模や利用実態に合わせまして、名称を大ホールから中ホールに、小ホールを多目的ホールなどに改めまして、使用料も利用者の公平、公正性を確保するため、他の文化会館と同水準に改めるものであります。利用時間ごとの各施設の使用料は、おおむね今までと同程度か、多くは下がることとなります。前日利用の規定というものがなくなりますが、市民の利用実態から見ますと、午前、午後、あるいは午後、夜間というふうな利用が多いことから問題は少ないと考えております。

次の126、127ページ、備考の欄の7です。ホール用応接室は、中ホールまたは多目的ホールと併用の場合のみ利用することができるものです。

次の別表第4につきましては、冷暖房使用料を統一するものであります。恐れ入りますが、議案書の123ページをお開きください。附則の1、施行期日であります。平成27年4月1日から施行したいというもので、経過措置といたしまして、2は、改正後の規定は、施行の日以降の利用に係る使用料から適用すること、3として、施行日以降の利用であっても交付の日前に許可を受けている者については、許可の申請時に使用料を既に納めていただいていることから、従前の使用料とするものです。

以上で議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入らせていただきますが、委員の皆様におかれましては、議案の本質をご理解いただきまして、脇道にそれることのないような質問に終始していただければと思います。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 脇道に入るかもしれませんが、済みません。利用のやり方なのですが、例えば栃木市の文化会館は、もちろん指定管理者になっておりまして、事務室の前あたりに宣伝の動く立て看板、何というのですか、ありまして、ほかのまちの行事なんかもたくさん宣伝されておりまして、ちょっと違うのではないかなという感じがするのですよ。栃木市地区のいろいろな行事を宣伝というか、お知らせするというのはわかるのだけれども、小山市とか、壬生町とか、あっちのほうのやつも結構入ってまして、あれはいかがなものかという感じはするのですけれども、この辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 鵜飼文化課長。端的にお願いします。

○文化課長（鵜飼信行君） ただいまの栃木文化会館にあります液晶のディスプレイのお話だと思います。委員のほうから前にお話をお伺いしまして、改善をさせております。栃木市のほうを中心にしていただいて、他市のは簡略化しろというふうなことで対応していただいておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） もう一つは要望なのですけれども、機会がないものですから、予約の件なのです。大ホールは1年前、展示室は3カ月前とか、いろいろあるのですけれども、その辺の予約の統一化と、あと市が受領する場合の予約の仕方とか、いろいろ難しい問題がありますよね。そういうことについては、統一的に市民の皆様にも理解できるような形で、これは要望ですけれども、やはり文章で定めたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 質疑ではなくて、ちょっと要望になってしまうのですが、よろしいですか、委員長。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（青木一男君） 岩舟文化会館が、大ホールから中ホール、名称ですね、小ホールから多目的ホールという形になりまして、岩舟の住民の方は、大ホールと小ホールという形で、かなり周知さ

れておりまして、これは中ホールと多目的ホールといった場合、何か混乱される方が、かなり多いと思います。今までずっと大ホールか小ホールかという形で利用してきたものですから、そこに岩舟文化会館コスモスホールですか、というタイトルをつけていただいて、その後しっかりと皆さんに周知できるような方法をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第143号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第143号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時02分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第5、議案第174号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） ただいまご上程いただきました議案第174号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。追加議案書39ページ、追加議案説明書77ページをお開きください。

恐れ入りますが、追加議案説明書77ページをごらんください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、本市で複式学級解消を目的として任用している任期付市費負担教職員につきましても、適正な処遇を確保するため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。平成26年度分に関する第1条と平成27年度以降分に関する第2条について一括して改正するものであります。

第1条の一部改正につきましては、(1) 給料表を引き上げることであります。

第2条の一部改正につきましては、(1) 地域手当を加えること、(2) 引用条項を改めること、(3) 給料表を引き下げることであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、78ページ、79ページをごらんください。第1条の給料表の引き上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために俸給表の水準を引き上げ、改定するもので、県の教育職給料表に準じております別表の任期付市費負担教職員の給料表を引き上げるものであります。

続いて、第2条であります。84ページ、85ページをごらんください。第4条、第7条、第8条につきましては、地域の実情に応じた官民給与の適正化を図る地域手当を導入するとともに、引用条項を改めるものであります。

また、別表の給料表につきましては、地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を引き下げるものであります。

恐れ入りますが、追加議案書44ページ、45ページをごらんください。ページの中ほどにあります附則ですが、1の施行期日については、第1条については、平成26年度分については公布の日から、第2条の平成27年度以降分については平成27年4月1日から施行するというものであります。

2の規定は、本年度既に支給した分についても遡及適用するため、平成26年4月1日から適用するというものであります。

3から6については、支払いに関するみなしの措置及び経過措置等に関するものであります。

39ページをごらんください。議案第174号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を、ただいま説明いたしましたように制定することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） まず、お伺いしたいのは、任期付市費負担教職員というのは、栃木市の場合、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

- 委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 現在市内に6名であります。大宮南小学校1名、国府南小学校2名、真名子小学校1名、小野寺北小学校2名の合計6名であります。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） 正職の教職員の皆さんとは違ってということで、5年の任期というふうな感じなのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 一応任期は5年ということですが、契約は毎年更新ということになります。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） 5年間雇用しますという約束もとの任期つきだと思のですけれども、そうではないのですか。毎年更新するというのは、ちょっとわかりませんが。
- 委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 1度試験を受けて合格しますと、5年という期限は雇うわけですけれども、毎年毎年校長のほうから、その勤務的な評価がありまして、それで適正であるということであれば、次もということで、5年間はそのまま継続するということでございます。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） 確認しておきたいのですけれども、官民格差があるということで、人事院勧告が出ておりますけれども、その辺の格差はあるのだろうと、私も任期つき職員の方は思うわけですけれども、その辺の考え方を改めて1回確認させていただければと思います。
- 委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 適正な処遇をするということで、改正をされるということですので、そのような格差があるということで考えております。
- 委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。
- 小堀委員。
- 委員（小堀良江君） 正教職員の皆さんは、県のほうから異動のお知らせが来るわけですけれども、市の任期つき職員の方は異動のほうの規定というのですか、そういうのはあるのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 市費負担教職員でございますので、学校教育課の学務人事担当のほうで検討いたしまして、県の教職員と同じ日にお知らせをしております。
- 委員長（広瀬義明君） よろしいですか。
- 委員（小堀良江君） はい。
- 委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第174号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第174号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第6、議案第149号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいま上程をいただきました議案第149号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は134ページ、議案説明書は151ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げます。151ページをお開きください。提案理由であります。とちぎ山車会館の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、150ページの議案第148号と同じでありますので、省略させていただきます。

それでは、議案書134ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「とちぎ山車会館」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市万町4番1号、名称、一般社団法人栃木市観光協会、代表者、会長、鈴木俊美であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間です。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは公募外ということで、随契というふうに捉えていいと思うのですが、まずこの随契を理由をお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 公募外選定の理由を申し上げます。

まず、山車会館は、本市の観光の中核を担う施設でございまして、市の観光施策と深い連携を図って管理運営を行うということが重要であると考えております。具体的に申し上げますと、山車会館において観光協会が本来行っております観光の情報発信、観光案内等の業務を十分に行うことができると考えております。

もう一つ、山車会館に観光協会が行います情報発信、それから観光事業者等へのPR活動を行うことによって、山車会館の誘客にも十分に貢献することができるというふうに考えてございます。

もう一つは、山車会館で各山車所有町内からお預かりしております山車につきましては、公益的な団体が山車所有町内との信頼関係のもとにお預かりするということを前提にお預かりしておりますので、以上の点から、引き続き市の観光行政を補完するような団体でございしますが、この一般社団法人栃木市観光協会を指定管理者として指定することがふさわしいというふうな判断をいたしまして、引き続き公募外として、この団体を指定管理者に指定したいということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私は、それで異存はないのですが、指定管理料として毎年1,667万円の指定管理料を払うというようなことなのですが、この内訳、内容はどのようなものなのでしょうか、1,667万円。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 内訳を申し上げます。

次年度、債務負担行為にも関係してございますが、平成27年度以降約1,500万円を考えております。平成25年度1,600万円でしたが、若干下げまして、1,500万円を考えておりますが、その内訳を申し上げますと、職員の人件費、これが680万円ほど予定しております。それから、光熱水費が約330万円、それから山車会館の特殊な、山車の映像ですとか、山車を動かすための機構がございまして、そういったもの、エレベーターも含めた保守点検料で930万円ほどかかります。大きな支出につきましては、これらの費用が主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 従来は、市の職員が1人出向されていたと思うのですが、この680万円というのは、その方の給料ということよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 市から派遣しております職員の人件費については、もちろん指定管理料には全く含めてございません。指定管理料で山車会館で人件費を見ておりますものは、観光協会のプロパーの職員の給料を一部、この指定管理料で負担しておりますとともに、臨時職員の2人分の賃金、それから福利厚生費等を見ているものでございまして、観光協会のプロパーの職員、それから臨時職員の分の人件費でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 市からの出向者の分は、この1,500万円には入ってはいないということですね。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 市から派遣しております職員1名分の人件費については、指定管理料には含めてございません。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 最近の新聞を見ておりましたら、入館者数は最近ずっと減っているというように、下野新聞でしたか、載っておりましたけれども、指定管理するのはいいのだけれども、1,500万円出してやるのはいいのだけれども、やはり活発にするような努力はしてもらわないといけないと思うのですけれども、その辺の指導というか、考え方というか、その辺はきちんと押さえておかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ご指摘の内容につきましては、私どもも重く受けとめておりまして、新聞記事にございましたように昨年度入館者が非常に減っておりまして、これについて指定管理者であります観光協会に強く指導、指示をいたしまして、今年度は一昨年までの水準に回復するような、10月末現在の状況でございますが、回復するような努力をいただいているというふうに考えております。市としても強く指導しておりますし、観光協会も、本年度につきましては、一昨年の水準に戻るような努力をいただいているという認識でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第149号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（広瀬義明君） 次に、日程第7、議案第150号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

- 商工観光課長（増山昌章君） ただいま上程をいただきました議案第150号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は135ページ、議案説明書は152ページであります。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げます。152ページをごらんいただきたいと思います。提案理由であります、とちぎ蔵の街観光館の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいと思いますというものであります。参照条文については、議案第148号と同じであります。

議案書の135ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「とちぎ蔵の街観光館」であります。2と3につきましては、先ほどと同じ一般社団法人栃木市観光協会、それから期間についても先ほどと同じでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

- 委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。
ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

- 委員（大武真一君） この蔵の街観光館は、山車会館の前にあるところですよ。なかなか活発にならないというか、いつも私は気にはなるのですけれども、あそこは売り上げも多分少ないだろうということの中で、新たな蔵の街観光館のやり方等を考えないと、今のままではいかんともしがたいような感じがするのですけれども、2階建てですよ、観光物産とあるのですけれども、売り上げは全然上がっていないですよ。それから、食べ物店もありますけれども、あの辺のやり方については、やはりしっかり考える必要があるかと思うのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） この点につきましても、委員のご指摘のとおりかというふうを考えております。ご指摘のように蔵を活用したテナントの飲食店、そば屋、それからレストラン等が入っておりますほかにテナントとして物販を行う施設、それから多目的ホール及び蔵座敷等で構成している施設でございますが、現在あいているテナントにつきましては、年明けに公募を行う予定でございます。

さらに、大通りに面した見世蔵部分から細長い敷地でございますので、奥のテナントにしっかり誘導することが重要だと思っております、その辺は指定管理者ともよく相談して奥への誘導、さらなる建物の利活用を図ってまいりたいというふうを考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひそのようにしていただきたいと思うのですよ。蔵の街、栃木市の基点になる場所であることは間違いのないわけですから、あの辺へただ置いておけばいいというような感じではなくして、何とかプロジェクトなり発足させて、活発な観光館にするということ、2階の売店なんていうのは、私はなくてもいいのではないかと、会議室とかなんかやったほうが、ただあるだけのような感じがするのですけれども、ぜひその辺の活発な蔵の街観光館になるように、そうでないと、これはやめたということに、あの辺はなるのではないかという気がするのですけれども、これは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第150号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第150号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第8、議案第151号 指定管理者の指定について（栃木市倭町

駐車場)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長(増山昌章君) ただいまご上程をいただきました議案第151号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は136ページ、議案説明書は153ページであります。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げます。提案理由であります、栃木市倭町駐車場の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

議案書136ページですが、指定管理者の指定の内容でございますが、指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市倭町駐車場」であります。2、3につきましては、先ほどの議案と同じでございますので、省略させていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(広瀬義明君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

坂東委員。

○委員(坂東一敏君) 1つお聞きしたいのですが、先ほどのとちぎ山車会館とちょっと似通ってしまっているのですが、この人件費と人数、何人おられるか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長(広瀬義明君) 増山商工観光課長。

○商工観光課長(増山昌章君) それでは、倭町駐車場の指定管理料の内訳についてご説明をいたします。

一番大きなものは、駐車場の管理と掃除の委託でございますが、これが250万円ほどでございます。さらに、光熱水費が40万円ほど計上しております。ここにつきましては、指定管理者であります栃木市観光協会の職員の人件費は、特に計上してございません。

○委員長(広瀬義明君) 坂東委員。

○委員(坂東一敏君) わかりました。ありがとうございます。

それと、私もまちなかに住んでいまして、何度か利用していますが、人によって駐車料金が異なると、500円とか、1,000円とか、そういうことがあるのだそうです。そういう指示とか、そういうふうなものをきちんとやっていらっしゃるのか、お聞きします。

○委員長(広瀬義明君) 増山商工観光課長。

○商工観光課長(増山昌章君) 私どもの認識としますと、当指定管理者のほうで、この駐車場については、規定の料金がございまして、そのようにやらせていただいているというふうに認識しておりますが、今、委員からいただいたようなご意見を受けとめまして、観光協会に対しまして、この駐車場の料金の徴収に関して適正に行うようにという指示をすぐにしてまいりたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ぜひその点は教育していただいて、またきちんとしていただきたいと思います。

それと、金額、今500円とか決まっていますよね、時間で。これを幾らか格安にできるとか、そういうふうなことはできないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ご質問の趣旨は、二通りあるとっております。駐車場そのものをイベント等の方に貸し出す場合と個人の駐車場の利用者の方に減免するという二通りあるかと思うのですが、まず会場として全体をお貸しする場合には、これは安価に貸し出しするということは、今まででも夏まつりですとか、いろいろなイベントの際に、秋まつりもそうですし、やっておりますので、それは十分可能です。ただし、公共的、公益的なイベントということで、個別に判断させていただくこととなりますが、それは十分可能だというように考えております。

イベントの際の駐車場の個人の方の減免については、観光の駐車場という趣旨の駐車場でございますので、これは特に減免という措置はしておりません。ただ、山車会館をご利用いただいたり、美術館をご利用いただいたり、観光館をご利用いただく方には減免の措置をさせていただいております。さらに、申し上げます、イベントの主催者の方等の駐車場については、そのイベントの趣旨等をいろいろ勘案させていただかなければなりませんので、個別にご相談を観光協会のほうとさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 駐車場で料金を払いますよね。そのときに山車会館へ行くのですよとか、どこどこへ行くのですよと一々言わないとわからないですよね。それがあそこの駐車場のところには何の説明書きもありませんよね。それはどうなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えいたします。

山車会館等で、たしか減免の券をお渡しするか、半券に判こを押すとか、ちょっと厳密なところは承知しておりませんが、そのような対応をさせていただいております。当然駐車場の受付のところ、そのようなご説明をきちっとすべきだと思っておりますので、そのようなことがなされていないのであれば、その点もしっかりと観光協会のほうに指導してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ぜひよろしくお願ひします。

最後なのですが、これは年間どのぐらいの収入があるのでしょうか。台数と金額ですね、どのぐ

らい上がるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 倭町駐車場につきましては、年間平均して約3万台のご利用をいただいております。指定管理者で協議いたしました見込みでございますが、270万円ほどの使用料を見込んでおります。平成27年度、270万円ほどの使用料を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。ぜひ管理者に対しても教育をきちんとしていただいて、よろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 関連なのですが、今ちょうど坂東委員から質疑が出たのですが、収容台数をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えいたします。

収容台数、普通車30台、バスが4台、マイクロバス1台でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 先ほど年間で3万台ということが出たのですが、これは土、日と平日に分けての、これは今答えられなければ、後で結構なのですが、そこまでの資料があるのかなのか、あれば後でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 申しわけありません。そこまでは集計してございません。

○委員長（広瀬義明君） では、後日資料として提出するということがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第151号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第151号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第9、議案第156号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂大平総合支所産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） ただいまご上程をいただきました議案第156号 指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。議案書は141ページ、議案説明書は158ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の158ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）の管理を行わせる指定管理者を株式会社プラッツおおひらに指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては省略をさせていただきます。

それでは、議案書141ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）」でございます。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市大平町富田558番地の11、名称、株式会社プラッツおおひら、代表者、代表取締役、片柳登であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これが随契というか、公募外ということになっている理由をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 本来であれば公募ということが基本とは思いますが、この施設につきましては、当時大平町で中心市街地活性化基本計画を立てまして、その中で空き店舗対策ということで、大平町商工会のほうでTMO構想の中で、この施設の活用を図りながら、管

理運営を行うという計画がございました。それに基づきまして平成17年12月から、この施設が開館いたしまして、その後このTMOが管理運営を行ったところですが、その途中から、このTMOを今度は法人化した株式会社プラッツおおひらが管理運営するということとなりまして、そういった経過の中でも、現指定管理者に継続して管理をしていただくというような状況にございます。また、このプラッツおおひらにつきましては、レジ袋の有料化とか、それから宅配事業などを行っておりまして、ある程度のお客さんを抱えている中でございますので、現在のところは、現指定管理者に3年間指定管理を行わせていただくということで考えてございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私のところに質問してほしいという紙が回ってきまして、私は質問しなくてもよかったのですが、質問してほしいというのは、厳しい意見がたくさん出ておりまして、ちょっとやらせていただきますけれども、平成11年からということになると、15年間、独占的にやってきたという経過はわかるのですが、事ここに至っては、やはり公平、公正な競争入札の中で選定をするというのが、私は今後の流れかなという気はするのですが、最初はわかりませんよ。TMO、栃木市もありましたけれども、TMOをやっていました。今はもうやっていないのですが、そういう中においては、これからはずっとプラッツおおひらさんに持っていくというのは、政治的な力が働いたのではないかと、そういう話もまちでは流れているのです、うわさが。そういうことにならないような形で、きちっと競争入札の中で競争してもらって選定する時期に来ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 委員さんのお話のとおり、この施設につきましては、平成17年の開館でございますから、今年の12月、今月で9年目を迎えます。この後3年間ということで、継続が12年間になる状況でございますので、この3年間、平成30年3月の時点で、公募か、公募外指定の選定がございますので、そのときに熟慮させていただきたいと考えてございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そのほか、指定管理料が1,032万9,000円ということで、毎月お支払いされていると聞いておりますけれども、そのほか、人件費が1人で700万円もとってられる方がいらっしゃるといようなこともあるのですが、それは本当なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 現契約の中では、年間の委託料は1,290万円でございます。それから、職員の給与でございますが、これは平成25年度の決算書なのですが、常勤職員の給与につきましては684万2,573円という決算報告をいただいております。それから、臨時職員9名、これはパートさんでございます、大体1日に換算しますと、2.5人ぐらいの方に働いていただくことになるのですが、その年間のトータル金額が336万6,659円でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 課長さんが700万円ではなくて、640万円ということのようですねけれども、ちょっとこれはいかなものかという感じが私個人的にはします。臨時の方がですよ、9名で336万円ですか、この辺配分も含めて、これは要望になりますけれども、640万円の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（大武真一君） 680万円ですか、1人の人が年間収入するということは、私はちょっとおかしいという感じがするわけですし、ぜひその辺の検討を早急にしていただければと思いますけれども、これは要望にしておきます。回答しづらいでしょうから、よろしくお願いします。

次いいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（大武真一君） 管理運営の内容が、全然変化がなく、何を考えているのかよくわからない、乏しく、集客が減少していると感じておりますけれども、その辺の内容はしっかり考えておられるのか、指導しているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） まず、施設の利用状況をちょっとご案内させていただきます。過去3年間でございますが、年間の利用者数、これはレジを利用した方と、また会議室等を利用した方の集計となりますが、平成23年が9万2,700人、平成24年が11万6,600人、平成25年が11万5,400人ということになります。これを月平均にいたしますと、大体月約1万1,000人の方にはご利用していただけている状況でございます。年数が継続して9年目を迎えておりますので、事業者のほうからも、やはりそのマンネリを解消していくということを考えていただいております、その中でまちなかの施設なものですから、新規事業ということで、来年の4月以降からのスタートになるのですが、高齢者介護施設者向けの、仮称なのですが、「お食事会コミュニケーションショップ」ということで、介護施設に入っている方々にも当館を利用していただきまして、そこで食堂等のテナントもありますので、そこで食事をしていただいたり、また買い物代行等の品物を見ていただいて、ご利用していただくというような事業も展開していく考えでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは要望になりますけれども、地域の情報発信拠点として、やはり役割をきちっと果たしていく必要があるというふうな意見でありまして、新しい企画も含めて、このまちづくり交流センターがきちっと運営されるように要望しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第156号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11時59分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第10、議案第157号 指定管理者の指定について（道の駅みかも）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋藤岡総合支所産業振興課主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） ただいまご上程いただきました議案第157号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は142ページ、議案説明書は159ページでございます。

まず初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の159ページをお開き願います。提案理由であります、道の駅みかもは平成18年4月18日に合併前の旧藤岡町により開設され、平成22年3月の合併後も引き続き管理運営を行ってまいりましたが、民間のノウハウを活用し、施設管理の効率化による経費の削減を図るとともに、創意工夫を凝らしたイベント等の開催や情報発信力を活用した地域農産物や特産品等の消費拡大による地域産業の振興などをさらに推進するために、新たに管理運営を行わせる指定管理者を公募により選定した結果、道の駅みかも再生プロジェクトグループに指定することについて議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、議案第148号と同様でございます。

恐れ入りますが、議案書の142ページをお開き願いたいと思います。指定管理者の指定の内容で

ありますが、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「道の駅みかも」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木県宇都宮市今泉町847番の16、名称、道の駅みかも再生プロジェクトグループ、代表団体、宮ビルサービス株式会社、代表取締役、小矢島重男でございます。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 道の駅みかも再生プロジェクトグループの代表は宮ビルサービスですけども、そのほか幾つあるのかわかりませんが、ほかの団体名称をお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） それでは、お答え申し上げます。

宮ビルサービス株式会社以外のということで、あと2社ほど構成をしております。1社が株式会社東芸エンタテインメントという会社でございます。もう一社が、株式会社東計という名称でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） J Aさんとかというのは入っておられないということでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 今回の公募におきましては、J Aさんは申請をいただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ということは、内容的には、この3社の下請の管理の中で、いろいろな農産物等、生産物等を納入して販売していくという形になるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 今のご質問は、J Aさんのかかわりということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 農家につきましては、今私が聞いている範囲では、この道の駅みかも再生プロジェクトグループが農家の方と直接やりとりするというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理料が、これは2,600万円ですね、年間、5年間……。その辺の指定管理料について年間幾らなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 指定管理料につきましては、募集要項において520万円、5年間で2,600万円ということではなかったでしょうか。今回の公募におきまして、提案の内容ですけれども、指定管理料についてはいただかなくてはいいと、ゼロということで提案をいただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） では、要項ではこうしたけれども、実際はゼロということで、わかりました。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ただいまの説明で、宮ビルサービスを初め計3社のプロジェクトグループがそこにかかわるということで説明をいただきましたが、3社の主な業務内容を教えていただきたいと思えます。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 概略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） まず、代表団体の宮ビルサービス株式会社でございますが、基本的に総合ビルメンテナンス会社というふうに聞いております。最近是指定管理部門とか、介護とか、そういうところにも進出をしているというふうに聞いておりますが、次の株式会社東芸エンタテインツにつきましては、ホテル、デパート、それからテーマパーク等のイベントを主に手がけているということで聞いております。ちなみに近隣の道の駅では、例えば田沼の道の駅どまんなかたぬまさんとか、下野市のイルミネーション等を手がけているようにお話は聞いております。

それから、株式会社東計でございますけれども、こちらは昔の名称が第一東京計器という会社が県北にあったそうなのでございますけれども、そちらの社員食堂を担当するというで設立されたと聞いておまして、そのような経緯から企業が病院等の給食業務、それから最近では栃木市の何校かも給食の受託というのですか、委託を受けているというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 3社についてはわかりました。これであれですか、例えばそこにかかわっている人たち、今までですと、農協関係といいますか、先ほど農家という表現を使いましたけれども、農家の人たちであるとか、あるいは商工関係の加工業者の人であるとか、あるいはママさんの会とかなんとか、そんなふうなものもあったかと思いますが、そういう人たちの意見収集というのは、例えば新たな指定管理者が決まって、その中で、そういうものをつくっていくということですか。あるいは別にそちらにお任せで、指定管理者のほうに運営から一切どうぞお好きにというのは言い過ぎですが、皆さんのこれまでの声の集約をどのようにして指定管理者のほうに伝えるか、そういうことの質問をします。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 今のご質問に関しては、今の時点では指定管理の候補者という段階でございますけれども、今後正式に指定を受けた段階で、各農協さん、それから生産販売組合、それから委員のおっしゃいましたかあさんの台所というグループがございますけれども、あと農家の皆さん、それから商工関係者の皆さんと市が間に入りまして話し合いの場を持つような方向で検討はしております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 例えば今、ユニークといいますか、よくマスコミで取り上げられているのは、ろまんちっく村の経営形態が取り上げられていまして、現場の人たち、特に農家の人たちにとっては、その人たちが作物の生産管理みたいなのをしているとか、前にテレビで放送されましたけれども、とにかく現場の人たちの声をよく聞きながら、それが結局成功につながっていくというふうな、西方の例からしても、そんなふうに思いますので、西方の事例のいいところ、悪いところ、反省、検討しながら進めていってほしいと思います。要望です。

終わりです。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 宮ビルサービス株式会社というのは、岩舟の総合運動公園のほうも宮ビルサービスと有限会社エヌエスリンクの共同事業体という形で指定管理になっているかと思うのですが、向こうは同じサービスを提供するサービス業であってもスポーツジムとか、温泉ですか、あとは宴会場とかというような主な施設で、今度の道の駅みかもは物品販売で、同じサービスでも、そういった形での特化した商法というのが求められると思いますが、宮ビルサービスさんは、今までそういった、先ほど答弁の中にビル管理とか、ホテル、デパート、テーマパーク等を管理しているということなのですが、障がいと言ってもは変ですが、物品販売に対して、そういった方が管理しているという、ちょっと私もどうなのかなと思うのですが、その辺のことはいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） その件につきましては、委員のご指摘のとおり、岩舟で健康センター、あとこちらの資料によりますと、野木町の健康センター、それから宇都宮市で茂原の健康交流センター等の指定管理をしているということなのですが、ご指摘のとおり、実際に物販の、そういう経験はないということで聞いております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 物を売るというのは、かなりノウハウ的な部分とか、戦略戦術、その仕掛け等が必要だと思うのです。そういったものをやってもらえるような、その辺がちょっと私もわからない部分ではあるのですが、指定管理者の方に、建物とか、施設だけを管理していただいて、あとは先ほど言いました農家の方に、その後の販売とか、JAとかというのは、またちょっとその辺はわからないのですが、その辺しっかりと連携はとるようにということを要望したいと思っております。

それと、もう一つなのですが、先ほど指定管理者の方と話し合いを持っているということでしたが、私、道の駅みかもだけではなく、指定管理者制度に対して行政側がどの辺まで踏み込んで物と言えるのか、その辺がちょっと私わからない部分であるのです。現場のいろいろな声という、先ほど針谷委員の話もありましたけれども、そういった声を集約して、ただ任せる、お願いだけではなく、今は行政マンも商業ベース、商売ベースで考えないと、いろいろな地方との競争ということになっていますので、その辺をしっかりとやらうためにはどの辺まで踏み込めるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大橋主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） その点は、どの辺まで踏み込めるかということはいわかりませんが、道の駅みかもにつきましては、もともと地域の振興施設ではありますけれども、農業のウエートが非常に高い部分がありますので、間に入りまして、農家の人とか、地元の商工会の関係者、それから当然今まで働いてくれていました従業員の見方という、また相手方から言われてしまうかもしれないのですけれども、できるだけ今まで関係した方寄りの方向で、間に入って、できるだけ調整をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この道の駅みかもにかかわらず本当に指定管理者制度を設けた場合、しっかりと管理者に対して、こちらから強い意見とか、要望とか言えるようにしていただきたいと思えます。要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第157号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第11、議案第159号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） ただいま上程をいただきました議案第159号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は144ページ、議案説明書は161ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の161ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市岩舟農村環境改善センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書の144ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります。1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市岩舟農村環境改善センター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役、市村隆であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは通称こなら館というのでしょうか、そのこなら館の具体的な作業内容

というか、業務内容というか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 今、大武委員が言われました改善センターについては、「こなら館」という俗称で呼んでおります。この目的については、農業者の地域での会議室とか、多目的ホール施設ということで、スポーツ、会議等に使用してございまして、また中には観光協会、そして観光農園の事務所が設置されております。そういうことで、全体的には観光、そして農業の拠点施設という形の位置づけになってございまして、それぞれ観光協会、そして観光農園がそこを拠点にしまして、活動しているという形になっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうなりますと、あの辺いっぱいあるので、その辺の会議室、事務室等々の話ということのようではございますけれども、会議室料はいただいているのかどうなのか、その辺お伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 会議室の使用料はいただいております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理料は、どういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 指定管理料につきましては620万円を現在支払っております。施設の光熱費、そして警備費等を中心になってございまして、また貸し館の施設でありますので、夜間における管理人ですか、そのための人件費ということで、全体的な支出はされております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは、あの辺にはいろいろな施設がありますよね。私、後で申し述べようとは思っていたのですけれども、こなら館を初めいろいろいっぱいあるのですけれども、これは果たして市が管理する施設なのかと、今となってはですね、という思いが実はありまして、こなら館もそうですけれども、いわふねフルーツパークセンターとか、いろいろなものが寄り集まっておりますよね、あそこら辺。ですから、その辺は全体的な話として申し上げれば、私の思いですけれども、市が管理するような感じではないのではないかと、指定管理、将来の話、今回はこれでいいかもしれませんけれども、将来的には民間に全部委託を任せていくような、あくまでも栃木市が、そういうふうな指定管理に出してやる意義がどこにあるのかということまで含めて、今後論議をしていく

必要があるのではないかと私は思うのですけれども、その辺の大きな考え方ですから、部長のほう
がよろしいのでしょうか。そういうことについて、やはりしっかりやっていただいたほうがいいの
かなとおもうのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大島岩舟総合支所長。

○岩舟総合支所長（大島純一君） ただいま大武委員のほうからご質問がありましたとおり、合併す
る際にも論議がいろいろありました。そういうことで、まずは今言ったように、これから3年の間
にいろいろと検討していかなくてはならないだろうということで、事前のお話は聞いております。
そういうことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 重複するかもしれませんが、岩舟の方々の青木委員とかいらっしゃる
ので、ちょっとわかりませんが、私の見た感じ、旧栃木市の議員なものですから、ちょっと
わからないところがあるのかもしれませんが、栃木市という大きな16万人の都市になって、
そば屋さんとか、あといろいろあるのですけれども、そういうのを市の管理の中で行っていくこと
が、こなら館もそうですけれども、フルーツパークセンターもそうですけれども、そういうところ
の管理自体について、3年間かけて、いろいろな方向を検討していくというお話をいただきました
ので、ぜひそのような形でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第159号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第159号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第12、議案第160号 指定管理者の指定について（栃木市小野

寺農産物加工販売センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長(富山 淳君) ただいま上程をいただきました議案第160号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は145ページ、議案説明書は162ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の162ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市小野寺農産物加工販売センターの管理を行わせる指定管理者を小野寺そば生産組合に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書の145ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市小野寺農産物加工販売センター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町小野寺2071番地の1、名称、小野寺そば生産組合、代表者、和田直であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(広瀬義明君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員(大武真一君) これは、実はゆうべ、この現場をちょっと見てきたのですけれども、大きなそば屋さんという感じがするのです。きのうは休みでしたね。これも小野寺そば生産組合さんとの兼ね合いなのでしょうけれども、こういうのを育成していかなくてはいけないというのは重々承知しているわけですが、市の指定管理として、こういう大きなそば屋さんですけれども、運営していくということが、果たして妥当なのかどうなのかというのは、ちょっとあるかなという気はするのです、今となっては。その辺の考え方についてお考えをいただければと思います。

○委員長(広瀬義明君) 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長(富山 淳君) 先ほど岩舟総合支所長の大島のほうから話がありましたとおり、3年間をめどに、今後の運営については検討していくべきかなと思っております。民間で経営が順調にずっとやってきておまして、地域の人が働き、そして地域で生産したソバを加工しているということで、地域振興にも非常に役立っている施設ということで、民間に任せる中で、さらにいい発展ができるのかなとも思っておりますので、3年間のうちに十分検討させていただきます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理料は、今は払ってはいらっしゃらないと思うのですが、ちょっと確認したいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 支払っておりません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今ちょっと回答をいただいたように、これは3年間の中で、きちっとしていくということでありまして、例えば民間に払い下げるということの中で、いや、もう要らないということになるのもあるのかもしれないなという感じがしないわけではないのですが、その辺は十分経営が成り立つような経営者を見つけて、そういうふうなことでやっていただければいいのかなと思いますけれども、これは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第160号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第160号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第13、議案第161号 指定管理者の指定について（栃木市静和ふれあいの郷センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） ただいま上程をいただきました議案第161号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は146ページ、議案説明書は163ページでありま

す。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書の163ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市静和ふれあいの郷センターの管理を行わせる指定管理者を静和地区ふれあいの郷づくり委員会に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書の146ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市静和ふれあいの郷センター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町静戸498番地7、名称、静和地区ふれあいの郷づくり委員会、代表者、会長、船田沆であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理を受ける団体が静和地区ふれあいの郷づくり委員会ということになっておりますけれども、具体的にどういう委員会なのか、ご説明をお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） このふれあいの郷づくり委員会は、平成13年から県のほうの事業で行われました、里づくり事業というのがありまして、農政部の関係でありましたが、そのために設立された団体であります。静和地区を中心に、地域の農業を中心として活性化を図ろう、地域の振興を図ろうということで、農産物の加工、そして販売を、農業者が中心であります、中心となって、そういうものをしていこうという組織ができて、農業だけではなくて、花をつくったりして3年間活動してきました。その中で、加工品の販売も新たな商品づくり等行いまして、今の6次産業化の前身であります、そういう形で先駆的に活動してきた組織ということになっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 委員会には何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 答弁できますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） では、後ほどということで。

大武委員。

○委員（大武真一君） 今いろいろな加工品を売り上げておられるということですが、年間売

上高というのは、3年間の推移があればお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） お答え申し上げます。

静和の直売所という形で名称になっておりますので、その中心になりますが、3年間ということでありまして、平成23年度から平成25年度まで終了しておりますので、平成23年度から申し上げたいと思います。平成23年度が1,589万円でありまして。平成24年度が1,504万円です。昨年、平成25年度が1,401万円ということになっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この財産は、全て市の所有ということだろうと思うのですけれども、果たしてこういう施設が、市の指定管理、先ほどの話につながっていくのですけれども、指定管理料はずっと払っていらっしゃらないようだけれども、そういう形の中でやっていくこと自体がいいのかどうなのかもあわせて、これは要望ですけれども、ご検討いただければというふうに思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 指定管理料につきましては4万円ほど支払っております。直売所、この関係の委員会で管理している部分が、全部の土地が市の所有地になっております。その一部を使用しているということで、その残っている部分、草が生えて荒れてしまっただけでは困ると。また、直売所等の荒れ地があると影響を受けるということで、管理をしてもらうということで、年間の管理費ということで、若干不足だという話もありますが、4万円をお支払いさせていただいております。今後のことについては、先ほど支所長が申し上げましたとおり、3年間をめどに今後の運営のあり方については、これまでの施設と同様に検討していきたいというふうに思います。

以上であります。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 先ほど質問がありました組織の人数なのですが、85人の組織になっております。農家がほとんどであります。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第161号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第161号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第14、議案第162号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） ただいま上程をいただきました議案第162号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は147ページ、議案説明書は164ページであります。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書の164ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市いわふねフルーツパークセンターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書147ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります。1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市いわふねフルーツパークセンター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役、市村隆であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これが最大の、この指定管理の一番大きなところのフルーツパークセンターだと思うのですが、これはやはり同じような問題が私はあるのではないかなというふうに思っております。3年間ということで、その中で論議していただくのではないかなというふうに思いますけれども、この産業教育常任委員会でも視察をして、いろいろな内容はある程度熟知していると思うのですが、このフルーツパークセンターは、ちょっと物が大きいですが、一つの民間会社として払い下げるといって、赤字もたしか8,000万円ぐらいあるのですよね。でも、大

体ツープイ、プラ・マイ・ゼロですか、収支計算書は。そういう感じが私はしているのですけれども、そういう状況であることは知っておりますけれども、やはり栃木市が経営することがいいのかなのかというのは、いろいろあるかなと思いますけれども、課長、その辺のお考えを改めて伺いできればと思うのですけれども。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 市から離れて、民間で独自でやらせたらいいのではないかという意見だと思っておりますが、これは旧岩舟町時代からの借入金になりますが、1億1,000万円を借り入れまして、それが大きな足かせになっているのが今の現状です。単年度については、黒字の方向が見えるような状況は見受けられますが、それが結果的に会社の経営を大きく圧迫しまして、返済期間20年ということになっておりますが、毎年500万円、そして農協からもまだ借入金があると3年間ほど残っておりまして、1,000万円ほど返さなくてはならないという状況があります。農業は、なかなか大幅な黒字というのは見込める状況にはありませんので、会社という中では、時間外があり、社会保険があるという形で、そういうものが非常に大きく経営を逆に圧迫するような形もありまして、非常に厳しい経営が続いていくのではないかなというふうに考えております。そういうときに赤字の返済金の対応をどうするかというのがないと、今後民間に任せるとなった場合、受け手がないのではないかなというのが、ちょっと私のほうでは考えているところです。また、施設的にも観光のPR、県南、大岩藤ということで考えたとき、みかも山公園に多くの公的な施設がありますので、それらと連携して市をPRすると考えた場合、やはり当分の間は市が中心となってやったほうがいいのかなというのが、これは課長というご指名でありましたので、個人的意見を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） この指定管理者に指定される株式会社観光農園いわふねにつきましては、ただいま課長のほうからご説明があったとおりというか、ということをお前の決算議会のときに委員会でもかなり意見のやりとりがありまして、岩舟の関係者の人たちにとっても非常な懸案事項だったということが、よくわかりました。

それで、その解決策としてどうするのかということの中で、監査の中に、監査業務といいますか、会計業務に非常に明るいプロの、例えば税理士さん等を入れたいと。それは、総会の席で、そういうことをしたいということであったのですが、総会というのは、いつ行われる予定なのでしょうか。そして、それがもしこれからであるとすれば、その日取り、あるいはその見込みがあるのかということで、お聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 総会を開くということで、お話ししていたとおりなのですが、実はまだそれが開かれておりませんので、こちらでは、市の担当とすると、指導ということで、早期の開催ということで、今お話ししております、実はあした取締役委員会の会議があります。その中でも、それが話題になることになっておりまして、遅くとも1月にはやっていただくような形でないと困るということで話してありますので、きょうの意見も踏まえて、1月の開催をするように指導していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 一つの事例を申し上げます。西方で若手の農業団体が道の駅に関与しておりまして、その際、法人化されていないということで、非常な懸案事項でありましたが、道の駅の指定管理を受けるまでにみんなが出資して、みずから、そして株式会社に立ち上げたという経緯があります。今度の場合も、指定管理として受ける以上は、やはりそういう前段の委員会で、総会で選出するということがあったので、臨時総会を開いてでも、そうした身をきれいにしていいますか、大丈夫なのだよというサインを発しないと、なかなか弱いのではないかと。これは手続上といますか、そういう決意とか、何が何でもやるのだということでないと、今後も心配をされるということでありますので、あした取締役会ということでありますので、ぜひともそういうふうにしていただきたいと思えますが、答弁をお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） きょうの常任委員会のお話を伝えて、必ず改善するよな形を強く申し入れたいと思えます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 指定管理料は年間720万円という書類がありますけれども、そういうことでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） そうです。そのとおり720万円のお支払いをしています。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望になりますけれども、借金があるなしということは経営上の問題であって、どういうふうにするかというのは市との打ち合わせだから、何とでもなるといえば何とでもなるというか、もういいよという形、私はなってもいいと思うのですけれども、そういう状況の中で、こういう民間経営の中で生きていくということを私は考えてもらいたいという気がするのですけれど

ども、これは要望ですから、市と十分打ち合わせた中で、その辺どうするのか。生きていく形をとるような民間への移行をしないと、やはりいけないと思うので、いつまでもしかしこういう720万円とか、幾らか払うことがないほうが栃木市はいいわけですから、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私は地元で、なおかつ下津原というところに住居がありまして、観光農園の経営は、合併前の岩舟町会議員のときから、いろいろの協議をされて、ここまで来まして、その中で観光農園の検討委員会というのを立ち上げまして、その中で経営内容が若干よくなったのかなというふうに感じております。その意義というのは、あったのかなとは思いますが。ただ、大武委員が言われましたように、これは本当に合併して栃木市の大きな懸案事項になってまいりますので、これからどのような形で、例えば検討委員会を立ち上げるとか、私は抜本的な改革ということで、本当に抜本的というのは、もうゼロ、1からスタートしないと、なかなか難しい問題だと思うのです。そういったことを今後どのように考えているのか、お願ひいたします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 市からの借入金の対応が、どうするかということになりますと、本当に大きな問題だと思っておりますので、岩舟町時代に経営検討委員会ということで議員の皆さん、常任委員会、そして関係議員に多く入っていただいて、この議題をやってきたわけですが、そういう形で、ほかの方を委員会委員として広く入れて検討する場というのは必要かなというふうには思っておりますが、それをいつ、どんな形でというのは、今はちょっとお答えできませんが、そういう形で将来の経営のあり方、特に借入金にどう対応するのかということを議論していただく場ができるというのは非常にいいことかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今後よろしくお願ひいたします。

それと、ちょっと視点は変わりますが、今度観光農園のイチゴ狩りの中で、今まで部会のイチゴハウスを買い取って、今度イチゴハウスは倍になったということなのですが、その経営手腕というのは、これから問われるのかなというふうに考えております。

そういった中で、きょうの下野新聞にも載っておりましたが、福田知事がイチゴの王様を目指すということで、メディアを使ってスカイベリーを盛んにコマーシャルしておりました。17年間、いろいろ試行錯誤を繰り返して、やっと去年ですか、販売にこぎつけたということなのですが、今年もそういったPRをしているということなのですが、観光農園でのイチゴ狩りの中でスカイベリーというのはやっているのかどうか。やっていなければ、今後または栃木市内でスカイベリーの状況というのは、その辺をちょっとお聞きたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、運営の方法ではなくて、今回は指定管理についての話です。答弁できますか。

富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） スカイベリーについては、大した面積ではありませんが、植えております。基本的には、スカイベリーのほかに、とちおとめは皆さんご存じだと思いますが、そのほかとちひめという種類、3種類植えておまして、今ありましたスカイベリーについては、お土産品で売っていきこうという形で考えておまして、既に花野果ひろばの直売所に並べて売っております。そのほか、食べ比べということで、スカイベリーの味を知ってもらう、理解してもらう。そして、観光農園が、岩舟がほかと違うやり方をしているという意味を、集客力を高めるためということで、スカイベリープラスアルファでとちひめとか、ほかのイチゴの味を味わってもらうという企画でやっていきこうということをやっております。とちひめについては、これについても非常に人気がありますので、あわせてスカイベリーと2つの相乗効果で集客力が高まればということで考えております。そういう味比べの企画だけです。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第162号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第162号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第15、議案第163号 指定管理者の指定について（栃木市下津原ルネッサンスセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） ただいま上程をいただきました議案第163号 指定管

理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は148ページ、議案説明書は165ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の165ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市下津原ルネッサンスセンターの管理を行わせる指定管理者を下津原そば加工組合に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書148ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市下津原ルネッサンスセンター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町下津原1612番地の3、名称、下津原そば加工部合、代表者、部会長、永島秀男であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは円仁庵というそば屋さんですね。指定管理料がお支払いされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 支払っておりません。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私1回ここで食したことがありますけれども、しょうしゃな感じで、おいしかったような感じもしますけれども、利益は出ているのか出ていないのか、赤字なのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 利益は出ているというふうに理解しております。売り上げを申し上げますと、平成25年では3,568万円ほど売り上げております。そのほか、お土産品とか、いろいろありますので、4,000万円を超える売り上げということになっておりまして、当初から全体では4,000万円台の売り上げをキープしている、優良なそば店だというふうに担当のほうでは理解しております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 経営者、下津原そば加工部会さんが、いろいろな利益を取られてという言い方はおかしいですけれども、持って行っておられるというふうに理解してよろしいですね。市には、その利益の一部は還元されていないということですか。確認をお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 特別この円仁庵から市には直接ありませんが、観光PRという面では、岩舟にある円仁庵ということで、行列ができるほどお客さんは並んでおりますので、その周辺に花野果ひろばという施設はありますし、花センター、みかも山公園等ありますので、そういう面では相乗効果で、市全体をPRする施設になっているというふうに理解しております。
以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 個人的な要望ですけれども、フルーツパークセンターですよ、花野果ひろばとかある一角ですよ。その辺を含んだ経営体としてもいいのかもしれませんが、どういうふうにするのか、民間、これは栃木市がそば屋を経営する、指定管理するような状況ではないと私は思うのですよ。だから、そういうことも含めて、3年間のうちに議論をしていただければというふうに思います。

以上です。これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第163号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第163号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第16、議案第164号 指定管理者の指定について（栃木市小野寺ルネッサンスセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

富山岩舟総合支所産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） ただいま上程をいただきました議案第164号 指定管

理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は149ページ、議案説明書は166ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の166ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市小野寺ルネッサンスセンターの管理を行わせる指定管理者を株式会社みすぎ庵に指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書の149ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市小野寺ルネッサンスセンター」であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市岩舟町小野寺1508番地の1、名称、株式会社みすぎ庵、代表者、代表取締役社長、山崎仁一であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 同様の質問になってしまうのですが、指定管理料は払ってはいらっしゃらないと思うのですが、その件と、利益が出ているのか出ていないのか。大きなそば屋さんだと思うのですが、内容も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） この運営については、当初からずっともう10年ほどたっておりますが、非常にいい形で運営されているというふうに思っております。当初に比べまして、毎年売り上げは伸ばしております、平成25年度において売上額が2,828万円ということで、前年に比べまして、わずかではあります、1.3%ほど伸びております。ちなみに前年、平成24年度につきましては2,791万円でありました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） たくさんの利益が出ているということであるとすれば、民間に任せて、栃木市が指定管理で管理するメリットがないような気もするのですが、民間活力の中でやっていただいたほうがいいのかというふうに思ひまして、先ほどの話と同じくなるのですが、3年間のうちにしっかり論議していただければというふうに思います。要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第164号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第164号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時58分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 2時10分）

◎議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第17、議案第165号 指定管理者の指定について（栃木市おおひら歴史民俗資料館・栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鵜飼文化課長。

○文化課長（鵜飼信行君） ただいまご上程をいただきました議案第165号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は150ページ、議案説明書は167ページでございます。

恐れ入りますが、議案説明書の167ページをごらんください。提案理由でございますが、栃木市おおひら歴史民俗資料館及び栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」の管理を行わせる指定管理者を特定非営利活動法人自然と人間の森おおひらに指定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文は、議案第148号と同じであります。

それでは、議案書の150ページをお開きください。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては「栃木市おおひら歴史民俗資料館・栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」」です。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市大平町西山田857、名称、特定非営利活動法人自然と人間の森おおひら、代表者、理事長、山口市作であります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

以上で議案第165号 指定管理者の指定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは公募のようですけれども、何社が応募されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 鶺鴒文化課長。

○文化課長（鶺鴒信行君） 申請は2社でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この特定非営利活動法人自然と人間の森おおひらというのは、どういうNPOさんなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 鶺鴒文化課長。

○文化課長（鶺鴒信行君） 特定非営利活動法人自然と人間の森おおひらにつきましては、設立年月日が平成12年11月でございます、社員は14名というふうなことでございます。特色といたしましては、特定非営利活動に係る事業といたしまして、市民参加による山林の保全・整備活動と健康づくり、環境学習の場としての市民活用事業、大平のほうでフォレストアドベンチャー・おおひらというのをやっております。あと、木工細工や炭焼き、キノコ栽培、草花木の育成など、自然環境、自然素材を活用した体験学習の企画運営事業、それから3番として、フライングディスクなどのスポーツ活動及び文化芸術活動を含むレクリエーションに関する事業、4つ目として、里山を活用し、都市との交流、ふるさとまちづくり促進の企画運営事業、5番目として、講演会、研究会、各種講座の開催事業、6番目として、目的に合った施設の管理運営事業、その他の事業としては、特定非営利活動にかかわる事業から生産された物品の販売事業、それから施設利用者のための売店、食堂、バーベキュー及びキャンプ等の運営をしているというふうなことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この白石家戸長屋敷というのは、どういう屋敷なのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 鶺鴒文化課長。

○文化課長（鶺鴒信行君） 白石家戸長屋敷でございますが、昭和57年7月に開館されておまして、母屋、長屋門、離れ座敷、蔵5棟など、歴史的な建物11棟がございます。敷地面積が8,125平米ほどありまして、建物の総面積は828平米というふうなことで、それにあわせて、その歴史民俗資料館というのを隣に昭和61年に建設しているというふうなことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは栃木市の財産だと思うのですけれども、これに指定管理料ということ

では、結構な額が出ているようですけれども、年間幾ら払うことになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 鶴飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） 指定管理料につきましては、平成27年度の予定が2,412万7,000円でございます。平成28年以降平成32年までは各々が2,435万4,000円というふうなことで、5年間で1億2,154万3,000円というふうなことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 2,000万円を超す指定管理料ですけれども、何かでかいような感じがしますけれども、内訳をお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 鶴飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） 指定管理者側から出てきました収支計画書によりますと、人件費のほうで1,595万4,000円です。運営費のほうで911万6,000円というふうなことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 人件費が約1,600万円ということは、三、四人の方が、この運営にかかわって1,600万円の人件費を払うというふうなことになるかなと思うのですけれども、それから900万円の運営費というのはどういう内容なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 鶴飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） 900万円の内容につきましては、いろいろなイベント事業をやる際の、これは指定管理者側の収支計画のほうであります。報償費として120万円です。そのほか消耗品、燃料代、光熱水費、そのほか維持修繕費というふうなことで、例えば光熱水費ですと、電気料90万7,000円、水道料が6万4,800円、修繕料が30万8,000円とか、それから維持補修費が51万8,000円とかというふうなことで出ております。そのほかに保険料として24万3,000円を計上しておりました。あとは委託料として、資料館が併設されておりますので、展示ケースの防虫駆除とか、浄化槽の保守点検とか、警備委託ですね、そういったものが大半を占めているというふうなことです。人件費は、給与が1,100万円で、賃金が495万4,000円というふうなことでございます。計画では、月給を取る方が4人で、日給の方が2人、そのほか臨時が1人というふうなことで聞いております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第165号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第165号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第18、議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分につきまして説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入れますが、補正予算書52、53ページをお開きください。2款1項13目諸費につきましてご説明いたします。補正額は1億9,108万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。所管関係部分が一番下の事業、国県支出金返還金（産業振興課）（岩舟）でありまして、本年2月の大雪によりまして、全壊した観光農園いわふねのブドウ栽培施設の補助金返還金26万円であります。

続きまして、78、79ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費につきましてご説明いたします。補正額は183万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。農地銀行活動事業費につきましては、農地台帳システム改修業務に係る委託料であります。

続きまして、2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は652万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じ、給料、手当を引き上げることに伴う増額分と岩舟町との合併及び定期人事異動等により、職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分を相殺した額を補正増したいというものでございます。以下、職員課所管の職員人件費につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額836万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構を活用した事業で、農地中間管理事業の離農者に対する経営転換協力金補助金でありまして、当初の予定よりも減少したことによりまして減額を500万円し、また一定地域に農地中間管理機構を通じて農地を集積した団体に対する地域集積協力金補助金の新規追加1,336万円でありまして、合計で836万円の増額であります。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は384万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、農地事務費（栃木）につきましても、農道水路補修用としまして、U字溝などの材料を支給するものであり、現在におきましても材料支給の要望が数多くあることから、資材購入費の増額が主なものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましても、大宮町、国府町地内にあります、農道に対する農業用排水路工事を実施するための工事費であります。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましても、大平西部土地改良区が行う老朽化した農業用井戸4カ所の改修等に対する補助金であります。

次のふるさと田園風景百選魅力向上支援事業費補助金（都賀）につきましても、ふるさと田園風景百選に認定された地域を将来にわたり継承していくための県の新規事業でありまして、大柿地区グリーンツーリズム推進協議会が地元大柿のカタクリ、彼岸花、蛍などの資源を活用した活動をするための補助金であります。

続きまして、7目道の駅みかも費につきましてご説明いたします。補正額は435万9,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。上から2事業目の道の駅みかも管理運営費につきましても、電算処理委託料としてPOSシステムの改修委託料が主なものでありまして、そのほかレストラン西側ウッドデッキ根太の交換の維持補修費103万7,000円であります。

次のページをお開きください。6款2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,009万6,000円の増額であります。

右の説明欄をごらんください。間伐支援事業費（栃木）につきましても、栃木地域で3カ所の森林経営計画書の作成と森林整備を行う2団体に対する交付金であります。

次の有害鳥獣対策事業費（栃木）につきましても、有害鳥獣の今年度の捕獲頭数が10月末時点で昨年度1年間の実績を超える状況のため、1頭当たり5,000円の捕獲業務委託料の増額分と侵入防止柵に対する補助であります、栃木市獣害対策設備設置費補助金の増額分であります。

次の明るく安全な里山林整備事業費（都賀）につきましても、元気な森づくり推進市町村交付金事業の地域で育み未来につなぐ里山林整備事業交付金であり、家中地区の細井城の美観を守る会が細井城跡地や現在の光明寺周辺の下草刈りや除間伐等を行うとともに、地域の歴史や自然学習の場として開放し、里山林を次の世代に引き継いでいくことを目的とした活動をするための補助金であります。

次の有害鳥獣対策事業費（岩舟）につきましても、栃木地域と同様に捕獲頭数の大幅な増加による捕獲委託料の増額分であります。

次のページをお開きください。7款1項4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は31万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。観光施設管理事業費につきましても、清水寺の森トイレで使用している水道水の加圧ポンプ等の老朽化によりまして、機器の交換が必要とな

ったことから、この費用の一部を負担するものであります。

以上、7款1項4目観光費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） それでは、続きまして、98、99ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,007万3,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市費負担教職員人件費につきましても、職員人件費と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

小学校運営費（栃木）につきましては、小学校図書嘱託職員の退職に伴い、新たに臨時職員を採用したための人件費の減額であります。

続きまして、100ページ、101ページをお開きください。10款3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,856万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、中学校運営費（栃木）につきましては、既に設置されておりました岩舟中学校を除く市内の中学校13校にエアコンを整備したことに伴い、冬季における電気使用料の増加が見込まれるため、光熱水費を増額するものであります。

続きまして、104ページ、105ページをごらん願います。10款5項1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。補正額は5,103万1,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他につきましては、財団法人自治総合センターからの助成金であります。

次に、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、コミュニティ施設管理費につきましては、第3地区コミュニティセンターのセンター大会議室のエアコン2台取りかえ工事費及び栃木南部地区コミュニティ運動広場の樹木伐採剪定業務委託費を増額するものであります。

次のコミュニティ助成事業費補助金につきましては、岩舟武蔵太鼓という団体への太鼓等の製作にかかわる補助金を増額するものであります。

続きまして、2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は773万7,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目、都賀公民館管理運営費につきましては、新名地自治会公民館の改修費用の補助金を増額するものであります。

次の岩舟公民館管理運営費につきましては、平成27年3月1日から栃木市岩舟公民館図書室を栃木市図書館岩舟館として設置するに当たり、施設案内の看板を作成するための委託料の増額と図書奉仕員の賃金及び図書室用の図書購入費を3目栃木市図書館岩舟館管理運営費につけかえる減額が主なものであります。

続きまして、3目図書館費、補正額は120万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。図書館システム管理費につきましては、栃木市岩舟公民館図書室を図書館として設置するに当たり、公民館図書室の資料及び利用者データ等を栃木市図書館のデータと統合するための委託料の増額が主なものであります。

次の栃木市図書館岩舟館管理運営費につきましては、平成27年3月1日から栃木市図書館岩舟館として設置するに当たり、管理運営にかかる費用として支出するために、先ほど2目で説明いたしました図書館奉仕員賃金及び図書購入費の増額が主なものであります。

続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は19万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。郷土参考館管理運営費につきましては、栃木市歴史民俗資料館条例の一部改正により、開館時間を変更することに伴いまして、委託料を増額するものであります。

106ページ、107ページをお開きください。10款5項5目文化会館費につきましてご説明いたします。補正額は1,074万6,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他につきましては、ふるさと整備事業基金繰入金であります。右の説明欄をごらん願います。都賀文化会館管理運営費につきましては、都賀文化会館の照明調光卓にふぐあいが生じたため、改修工事費を増額するものであります。

次の108、109ページをお開き願います。10款6項2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は402万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。藤岡総合体育館管理費につきましては、藤岡総合体育館の消火栓配管改修工事費に不足が生じるため、維持施設費を増額するものであります。

次の都賀体育センター管理費につきましては、体育センターアリーナの鋼製扉4カ所が老朽化により開閉困難となったため、この扉を交換するための維持補修費を増額するものであります。

次の体育館管理費（岩舟）につきましては、岩舟体育館の暗幕を修繕するための維持補修費を増額するものであります。

続きまして、3目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は62万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらん願います。上から2事業目、学校給食事業費につきましては、栃木第五小学校給食共同調理場の給湯器の老朽化に伴う交換工事費及び市内18カ所の調理場において当初見込みより不足が見込まれる燃料費、光熱費を増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、44、45ページをお開きください。15款2項4目1節農業費補助金につきましてご説明いたします。補正額1,029万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。ふるさと田園風景百選魅力向上支援事業費補助金につきましては、都賀町大柿地区におけるふるさとの田園風景を将来にわたり継承していくための県補助金10万円、全額県補助金であります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、農地中間管理機構を活用した事業、農地中間管理事業の実施に伴う機構集積協力金補助金であり、全額県補助金であります。

次の機構集積支援事業費補助金につきましては、農地台帳システムの改修業務による事業費の増

額に伴い、補助率10分の10の県補助金を増額するものであります。

続きまして、2節林業補助金につきましてご説明いたします。補正額217万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。森林整備地域活動支援交付金につきましては、森林経営計画実施団体へ補助するため、県から受ける補助金であります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、今年度追加要望により県から採択された里山林整備のための地元団体への補助金であります。

次の46、47ページをお開き願います。20款5項5目2節雑入につきまして説明いたします。補正額は929万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。所管関係部分は、上から2事業目、栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農林課）でありまして、下野農協からの経営構造対策事業の国庫支出金返還金であります。

次の自治総合センターコミュニティ助成金（岩舟教育支所）につきましては、先ほど説明いたしました10款5項1目社会教育総務費のコミュニティ助成事業費補助金に充てるものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の終わらせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 続きまして、債務負担行為につきましてご説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。第4表、債務負担行為補正（追加）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。8ページ、下から3事業目、平成26年度いわふねフルーツパークセンター管理運営委託（指定管理者制度）、次の平成26年度農村環境改善センター管理運営委託（指定管理者制度）、次の平成26年度静和ふれあいの郷センター管理運営委託（指定管理者制度）、9ページ、1事業目でございます。平成26年度とちぎ山車会館管理運営委託（指定管理者制度）、次の平成26年度とちぎ蔵の街観光館管理運営委託（指定管理者制度）、次の平成26年度倭町駐車場管理運営委託（指定管理者制度）、次の平成26年度大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）管理運営委託（指定管理者制度）、さらに次の平成26年度おおひら歴史民俗資料館及びおおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」管理運営委託（指定管理者制度）、以上の8施設につきましては、平成26年度に指定管理期間が終了し、引き続き指定管理者に施設の管理運営を委託するものであり、その期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出及び債務負担行為を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出及び債務負担行為を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第119号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬義明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 2時44分）